

## 第3子給食費無料化について（お詫びとご案内）

今年度より、すべての第3子以降の児童・生徒の給食費が全額補助されることとなりました。

先日配布しました「令和3年度給食費の改定について（お知らせ）」の内容が分かりにくく戸惑われた方もあったかと思えます。大変申し訳ございませんでした。

配布文書の裏面にあります「認定申請書」は、この全額補助の対象となる第3子以降のお子様が町内の小中学校に就学されている場合に提出が必要となります。

### 令和3年度上市町学校給食費補助金交付対象認定申請フローチャート

お子さんが上市町の小中学校に在籍しており、その保護者の住所が上市町ですか？

はい

いいえ

3人目以降のお子さんが、小中学校に在籍しており、生計を一にしておられますか？

はい

いいえ

学校給食費補助対象外です  
月額为学校給食費は  
小学校 4,800円  
中学校 5,400円になります。

\* 学校給食費補助金交付対象認定申請書と添付書類（住民票または戸籍謄本）を学校もしくは教育委員会へ提出してください。

・学校給食費は、全額補助されます。

\* 添付書類について\*

・お子さんが保護者と同一の住所の場合→住民票（写でも可）の添付をお願いします。

・上記以外の場合→戸籍謄本（写しでも可）の添付をお願いします。

\* 学校給食費補助金交付対象認定申請書の提出は不要です。

・小中学校1人当たり月額1,200円（白萩西部・陽南小学校は2,400円）補助されます。

月額为学校給食費は

小学校 3,600円（白萩西部・陽南小学校は2,400円）

中学校 4,200円になります。

#### 【補助対象例】

例1)

第1子

第2子

→ \* 学校給食費補助金交付対象認定申請書の提出は不要です。  
小中学校1人当たり月額1,200円（白萩西部・陽南小学校は2,400円）補助されます。

例2)

第1子

第2子

第3子  
（中学生）

第4子  
（小学生）

第5子  
（保育所）

— 第3・4子補助対象 —

→ \* 学校給食費補助金交付対象認定申請書と添付書類を対象の小学校、中学校それぞれに提出してください。